(ｲ)　特定ＪＶの代表者以外の構成員に求める「同種工事」は、次の①から④の要件を満たす施工実績を有すること。

①　建物規模及び用途　下記ａ）又はｂ）の規模及び用途

ａ）延べ面積（増築の場合は増築面積）3,000㎡以上の事務所又は庁舎

ｂ）延べ面積（増築の場合は増築面積）3,000㎡以上の建築物において事務室、会議室、研修室、研究室（実験室は除く）の合計面積が過半を超えるもの

②　階数　地上３階以上

③　工事種目　受変電設備

④　工事内容　新築工事又は増築工事

上記①から④までは同一建築物の実績であること。また、②については主要な構造とし、一部のみが当該構造種別である場合は実績とは認めない。③については配線・機器・据付・試験・調整を含む工事であること。

(6)　単体有資格業者及び経常ＪＶの構成員、特定ＪＶの代表者、特定ＪＶの代表者以外の構成員は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。また、配置予定技術者が、現在他の工事に従事している場合、専任を要する期間において当該工事に専任で配置できること。

なお、本工事は、受注者が工事の始期を発注者が指定する工事着手期限までの間で設定できる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

１）配置予定技術者は次に示す①、②のいずれかの資格を保有する者であること。

①　１級電気工事施工管理技士又は国土交通大臣若しくは建設大臣がこれと同等以上の能力を有すると認定した者。

②　技術士（電気電子部門、建設部門）または総合技術監理部門（電気電子部門、建設部門）。

２）平成18年４月１日以降に、下記に示す「同種工事」の施工経験を有すること。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応により工事の一時中止等を行ったことにより完成しない工事等については評価の対象とする（下記①から③の施工経験にあげた工事の発注機関は、公共・民間を問わない。共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

当該工事の経験が評価対象工事に係るものにあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

また、配置予定技術者が、評価対象期間（平成18年度～令和２年度）に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間（評価対象期間）を延長する。（詳細は入札説明書による。）

①　単体有資格業者の配置予定技術者にあっては、平成18年４月１日以降に、上記(5)(ｱ)に掲げる工事を元請けとして完成・引渡しが完了した経験を有する者であること。

②　経常ＪＶの配置予定技術者にあっては、構成員の１社以上が、平成18年４月１日以降に、上記(5)(ｱ)に掲げる工事を元請けとして完成・引渡しが完了した経験を有する者であること。

③　特定ＪＶの代表者の配置予定技術者にあっては、平成18年４月１日以降に、上記(5)(ｱ)に掲げる工事を元請けとして完成・引渡しが完了した経験を有する者であること。

代表者以外の構成員の配置予定技術者にあっては、平成18年４月１日以降に、上記(5)(ｲ)に掲げる工事を元請けとして完成・引渡しが完了した経験を有する者であること。

３）配置予定の監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

４）配置予定の主任技術者及び監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とする（詳細は入札説明書による）。

５）「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」又は「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。また、当該要件に適合しない者を監理技術者等として配置していることが確認された場合は契約を解除する。

６）本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

(7)　単体有資格業者、経常ＪＶの構成員、特定ＪＶの構成員においては、沖縄総合事務局開発建設部が発注した工事（港湾空港関係を除く）で当該工種における過去２年度の工事成績評定点の平均点が２年連続で60点未満でないこと。

(8)　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から、「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和60年８月６日付け総会計第642号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9)　上記１(2)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者（出向元及び派遣元含む）と資本若しくは人事面（出向及び派遣元含む）において関連がある建設業者でないこと（入札説明書参照）。

(10)　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）。

(11)　指定した課題に対する技術提案が適切であること。

なお、技術提案が適切と認められない場合、標準案に基づいて施工する意志がある場合は、技術提案にその旨を記入すること。

(12)　技術提案の内容について、配置予定技術者へのヒアリングを行うが、申請した配置予定技術者がヒアリングに出席できない場合は競争参加資格を認めない。

(13)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(14)　競争参加資格確認のため、添付を義務付けた資料の添付がない場合、あるいは記載内容の確認ができない場合は、書類不備により、参加資格の確認ができないものとして競争参加資格を認めない。

３　総合評価に関する事項

(1)　入札の評価に関する基準　総合評価に関する評価項目は、次のとおりとするが詳細については、入札説明書による。

なお、過度なコスト負担を要する提案（オーバースペック）の場合は認めない。

・技術提案

・施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

(2)　技術提案の審査　技術提案の審査の考査項目は入札説明書による。

(3)　技術提案の採否　技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知と別途に通知する。

(4)　入札の条件　競争参加資格の確認の通知において、技術提案に基づく施工計画により競争参加資格を認められた者は当該提案に基づく入札を行い、標準案に基づく施工計画により競争参加資格を認められた者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とする。

(5)　総合評価の方法

①　標準点　入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められた場合には標準点として100点を与える。

②　加算点　技術提案の内容に応じて加算点を与える。

なお、加算点の最高点は60点とする。

③　施工体制評価点　施工体制に関する資料の内容に応じて、施工体制評価点を与える。

なお、施工体制評価点の最高点は30点（品質確保の実効性15点、施工体制確保の確実性15点）とする。

④　総合評価　価格及び技術提案に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記①及び②並びに③により得られる標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という）をもって行う。